

令和２年度 岩美町教育委員会１０月定例会 議事概要

１．日 時 令和２年１０月２０日（火） 午後１時００分～午後２時３０分

２．場 所 岩美町役場 ２階 中会議室

３．出席者 （委 員）戸田倫弘 小谷節子 森本昌和 小西由美
（教育長）寺西健一
（事務局）出井次長 田中参事 山田補佐 中村主任

４．概 要

（１）教育長一般事務報告

（教育長）一資料に基づき、前回委員会後の教育長日程等の説明—
ご質問等がありましたらお願いします。

（委 員）無し

（２）議 事

①報告第２０号 岩美町立学校教職員の人事専決処分についてです。

（事務局）一資料に基づき説明—

（教育長） 半期ごとの人事異動の報告が主です。また、岩美中学校については知的クラスに１名転入があり、合計８名となりました。鳥取県の制度では８人以上でクラスを分けることが出来るため、８人時解消という事でクラスを分けたことによる異動もあります。
ご質問等ありますでしょうか。

（委 員）無し

②報告第２１号 教育委員会所管職員の人事専決処分についてです。

（事務局）一資料に基づき説明—

（教育長） ご質問等ありますでしょうか。

（委 員）無し

（３）その他

①学校運営協議会歳制度について

（教育長） 午前中の総合教育会議の続きで協議をしたいと思います。

町長がこだわっておられたのは総括すると人事権のところ。この辺りのことについて議論をして今後の方向を出したいと思います。こちらの思いとしては、11月18日に議会の常任委員会があります。また、12月15日から12月議会が開かれますので、その中の常任委員会で説明する機会があると考えています。議会に向けての説明はこの辺りを考えています。

その後に、今ある学校の学校評議委員会での説明、1月2月頃にはPTAの説明、自治会等への説明、公民館への説明、公民館主事会・館長会などでの説明を行い、輪を広げていきたい。

まず人事権についてはどうでしょうか。

(事務局) 先生の研修時期が3学期になると児童生徒への波及効果がない等の指摘があり、見直しの必要があるとのことでした。決算審査内では、学校の裁量で認めた予算で良い制度だという議員意見が多かったこともあり、支出方法を見直すか、「特色」という名前が独り歩きしている部分もあるため見直しを行う補助金の制度自体も変えていくか、校長等と協議して令和3年度の予算計上に向けて検討していきます。

(事務局) 第15条1項の会議の公開で、人事については非公開としているのが重くとられるような気もする。削除してもいいのではないかと思ったりもする。

(教育長) 会議の公開自体については公開すればよい。

(委員) 第15条で職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合とあるが、本当に審議するのか。

(事務局) 審議はしない。

(委員) 一般の方からすれば、人事と言えば、学校の担任の採用などをイメージする。すべてが先生なので町職員、県職員の区別はないので違いが分からない。表現に厳密性が求められる。審議の必要はないので削除しても問題はない。残すのであれば厳密に表記しなければならない。

鳥取市、倉吉市、南部町のコミュニティースクールには人事権がない。人事権が無くても、コミュニティースクールは成り立たないわけでもない。私も同じ認識である。

西日本のコミュニティースクールの会議の時に、最初にコミュニティースクールを考えた三鷹市の元教育長に質問した際には、当時でも3,000程度のコミュニティースクールがあったが、人事権で問題となったことはないという回答を頂いたことがある。

(委 員) 今話している第15条の職員とは教職員ではなく、町採用職員例えば図書司書、事務補助員などですよね。県費負担の職員は対象ではなく、図書司書、事務補助員などが対象となる。という認識で良いですよね。

(事務局) その通りです。ここの今の記載ではそこまで分からないですし、そもそも記載も必要ないと思われる。

(委 員) 町講師、町事務職員の方が、町民に近いので地域に見られやすい。そこで採用に関して噂になったら大変だと思う。
第16条は必要か。ここまでの記述が無くても良いのでは。

(教育長) 少し強権的にみられるかもしれませんね。
一番のポイントになるのは第6条。これがあるので第15条につながってくる。あくまでこれは教育委員会が定める規則なので、議会での承認が必要であるとかそういうものではないので、教育委員会の中で随時変更していくというのも一つの手かもしれません。
人事権の記載のある市町村の記載はどのようになっているか。岩美町と同じか。

(事務局) 人事権について記載のある市町村の表記は岩美町とほぼ同じです。第6条で特定の個人に係るものを除くものとする。という記載で個人に係る発言についての止めをしている。

(教育長) 第6条2の実例として他市町村で県教育委員会まで意見の申出をしたところはあるか。

(事務局) ないです。

(教育長) 県教育委員会に意見を申し出る場合は誰が、どのように行うのか。

(事務局) 想定は学校運営協議会の委員長から町教委へ申し出が上がってきた場合に、教育長が県教育委員会へ申し出るのではないかと思います。

(教育長) 「協議会は」が主語になっていて、県教委に対して意見を述べる時は町教育委員会を経由するものとなっているが、県教委と話をするのは協議会ではなく、教育長という整理で良いか。

(事務局) はい。協議会が直接県教委と話をするという意味ではないです。

(教育長) 教育長であれば、県と学校運営全般を話し合うときに、いくらでも言えるので

第6条2項の記載は必要ないのではないか。

- (事務局) そう言われるとそうかもしれないです。
協議会の中で出てきた意見をという事で記載している。
実際にはそういった事例は先ほども言いましたが、今のところはないですが。
- (教育長) 出来ると書いてあれば、止めることが出来ないので、ここについても検討が必要だと思う。
主語が「協議会は」なので、「校長は」ではなく。
現在の人事については、個人の希望と学校長の校内運営について岩美町教育委員会が聞取り、校長自ら県の教育委員会に意見を述べる場と、教育長として述べる場がある。そこに運営協議会も意見を述べる事が出来ると定めをしようとしているのか。
学校長の基本的な方針について承認されなかったらどうするのか。
校長が地域のことや保護者のことを考えずに学校経営方針を書く事はあるが、承認されなかったらどうする。
- (事務局) 承認されなかった場合は、暫定的に定め再度会を持つこととなると思われる。
承認されなかった場合についての記載はしません。
- (教育長) 承認されなかった場合について話したが、西日本のコミュニティースクールの会議の時に、同じ質問したがそんなことは今まで1例もないと言われた。
- (事務局) そのようなことが起きないように、委員の人選については、建設的な意見を言える方を選ぶことが大切だと思います。
- (教育長) イエスマンを集めるのではなく、建設的な意見を言えるというところが大切という事ですね。
- (事務局) 6条ではなく5条のところに、設置校の運営に関する事項として()には除く事項が記載してある。ここに校内の教職員人事があえて書いてある。
第6条の職員の採用その他の任用に関する事項というのは、個人的にはこの5条で読み取れることで、同じことだと思える。
あえて5条で校内の教職員人事は除かれているのに、6条の記載があるのがピンと来ない。
- (事務局) 校内の教職員人事というのは、学校に配属された職員の配置のこと。
1年生にA教諭、2年生にB教諭をあたらせるというようなこと。

- (事務局) 結局、第5条で運営に関する事項の校内の教職員人事は除くとされているので、校内の教職員人事以外のことについては言える。というふうにとれると考える。
あえて職員の採用その他任用に関することだけを第6条で記載しなくても良いのかなと思える。おおざっぱすぎるのか。
- (事務局) あえて第6条を立てなくても、第5条に含まれるという考え方ですね。
- (教育長) 総合会議の中の意見では、第4条について、校長の提案した案を、校長がいる中で審議するのかという意見があった。これは運用の中で一時的に校長が退出するなど運用で対応するでもよいかなとも思える。
- (委員) 第4条の学校運営についてです。
校長は経営をするものである。教頭は運営をするものである。と教えて頂いたことがある。第4条2項では「校長は～～運営を行う。」とあるが表記についてどうか。
- (教育長) 概念的、一般的にはそのスタンスが正しいと思っている。
- (委員) 第4条3項の前年度の運営実績を協議会に報告とあるが、「運営実績」とは委員はどうとらえるか。例えば、学力に注視する人であれば、標準学力テストの結果であるとか、NRTの結果であるとかの結果を求めるのではないか。
- (教育長) その通りだと思います。守秘義務がある部分については出せないが、結果の開示は必要となると思います。そうしないと学力向上の議論にならない。
- (事務局) 結果を出した上で、委員の中で学力向上において何が出来るのかなどの、議論に向かう姿勢が必要。否定だけは委員としてはダメ。
- (委員) 「運営実績」ではなく「評価・改善点」などでどうか。チェック&アクションの形がいいのではないのでしょうか。
- (教育長) ここでは正案をお示しすることはできないので、一度事務局で整理して再度お示しするという事で良いのでしょうか。
- (委員) (意見なし)
- (教育長) では整理として、4条、5条、6条、15条、16条をご指摘があったとして再度検討という事でお願いします。

②フレッシュフェスティバル代替展示会、部落解放文化祭について

(教育長) フレッシュフェスティバル代替展示会、部落解放文化祭について併せて説明をお願いします。

(事務局) フレッシュフェスティバルについては、今年は展示のみの実施として開催します。10月31日(土)から11月8日(日)まで開催します。
名前は「町展」を考えています。
部落解放文化祭についても、今年は展示のみの実施として開催します。
11月21日(土)から11月23日(月)祝日までの3日間の開催です。

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委員) (なし)

③沖縄交流事業について

(教育長) 次に沖縄交流事業の進行状況について説明をお願いします。

(事務局) — 資料に基づき説明 —

辺士名小学校と南小学校の6年生でオンライン交流を予定しています。11月中旬を予定しています。
特産品の交換は8月26日にパイナップルが届きました。こちらからは9月24日に二十世紀梨を送付しました。
給食メニューの交換については時期が未定でしたが、1回目を1月25日～29日で考えています。2回目は2月中旬を予定しています。

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委員) (なし)

③全国の市町村教育委員会を対象としたオンライン協議について

(教育長) 次に全国の市町村教育委員会を対象としたオンライン協議の案内です。説明をお願いします。

(事務局) — 資料に基づき説明 —

鳥取県経由ですが文科省より、全国の市町村教育委員会を対象としたオンライン協議開催の案内が来ました。
Zoomを利用して教育委員又は教育長が参加できますので、希望がありましたらお願いいたします。なお、教育委員会でオンライン会議に対応できるように準備します。

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委 員) (なし)

④ICT 整備の進捗状況について

(教育長) 項目にはありませんが、ICT の進捗状況について報告をお願いします。

(事務局) 項目にはありませんが、ICT の進捗状況について報告をお願いします。

1人1台端末整備については、1月末までに納品がある予定です。

環境については、ネット環境ですが、通信速度は1Gとして整備済みです。

電保管庫については夏休み中に各学校の普通教室に配置が完了したところです。

ICT 支援員につきましては、10月から契約を委託業者と結びました。

顔合わせ、初回協議、各教諭へのアンケートが終わったところです。本格的にこれから訪問がスタートするところとなっております。

タブレット端末の管理規定については、教育委員会で最初に案をお示しして、各学校で細かい所を修正して管理規則を作成してもらうことで調整中です。

(教育長) ご質問等がありますでしょうか。

(委 員) (なし)

○次回委員会の日程調整

次回11月定例教育委員会の日程は11月24日(火) 午後1時

(教育長) 以上で、10月の定例教育委員会を終わります。

(14:30終了)